

成年後見 センターだより

発行：新宿区社会福祉協議会
新宿区成年後見センター

令和8年6月1日発行

第28号

地域住民が支える成年後見制度＜市民後見人＞



成年後見制度は、認知症や知的障害・精神障害などにより判断能力が十分でない方が、安心して生活できるように、財産や権利を保護し、生活に関わる契約(医療・介護・福祉等)の支援をする制度です。後見人等は家庭裁判所により選任されます。

後見人等はご本人の意思や心身状態や生活状況を配慮しながら、その方らしい生活を法律面や生活面で支えます。

後見人等は、弁護士や司法書士などの専門職だけでなく、一般市民もなることができます。

私もなれる？ 市民後見人 Q&A!

Q1 市民後見人って何？ 誰でもなれるの？

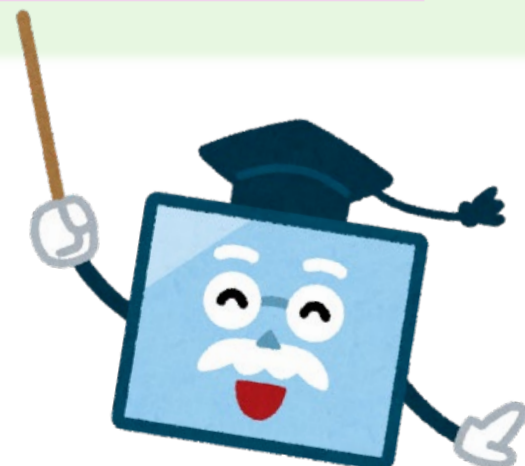
Q2 どのくらい市民後見人はいるの？ 新宿区では？

Q3 市民後見人の報酬は？ ボランティアなの？

Q4 市民後見人はどんなことをするの？

Q5 市民後見人にはどうすればなれるの？ すぐなれる？

答えは2面3面にあります！



Q1の答え

市民後見人とは、弁護士や司法書士などの特別な資格を持たない、親族以外の一般市民による成年後見人等です。**社会貢献型後見人**とも言われます。国家資格等は不要ですが、新宿区の場合は、

- ①新宿区在住・在学・在勤の方
 - ②新宿区において高齢者・障害者に関わる社会貢献活動実績がある方
- その上で、
- ③区が実施する養成基礎講習を受講し、登録選考を受けていただきます。
- } いずれか

新宿区では養成講習を受講し、登録選考に合格した市民後見人が活躍中！

詳しくはQ5の答えをご覧ください！



Q2の答え

全国で令和7年度に選任された成年後見人等は、
親族：16.4%
専門職：65.8%（弁護士・司法書士・社会福祉士）
市民後見人：1%弱（390件・前年より60件増）
となっています。

新宿区では延べ46件、市民後見人の方にご支援いただきました。高齢化や単身世帯の増加等により、ケースによっては専門職よりも「地域生活者の目線でご本人に寄り添える市民後見人がふさわしい」との理由で選任されることも増えつつあります。

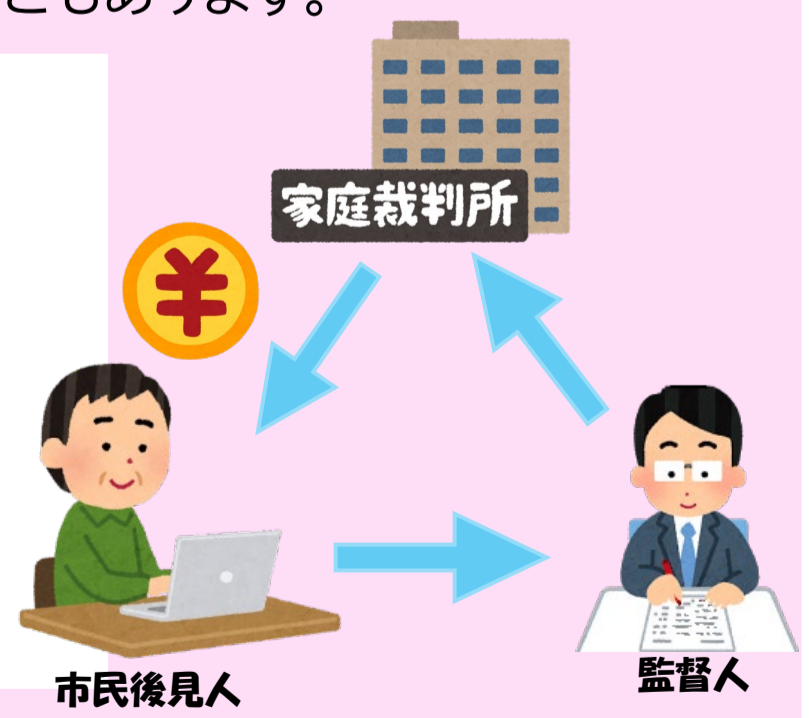
市民後見人への期待up ↑ ↑

Q3の答え

家庭裁判所に報酬をもらう申し出(報酬付与申立)をすれば、ご本人の管理財産額と活動内容を考慮し、報酬は家庭裁判所が決定します。特別な手続きをした年は報酬の加算が認められることもあります。

新宿区の市民後見人Aさんの場合…

- ①1年目は毎月、2年目以降は3か月に1回の頻度で後見監督人に「収支状況と財産状況」「後見業務や本人状況」を報告しています。
 - ②年1回は、後見監督人を通じて家庭裁判所に「定期報告」しています。
- ⇒②の後に、裁判所から報酬額の決定連絡があります。
報酬は1年で12万円位頂いています。



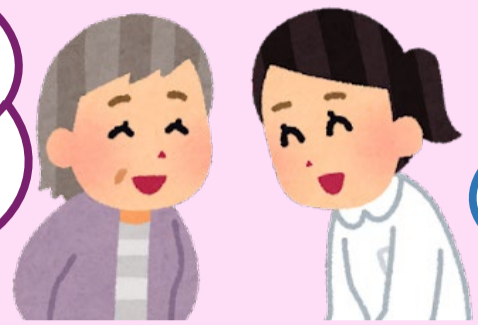
無償ではないが、社会貢献を旨とします。資産状況や活動内容にもよります。

Q4の答え

同じ地域に住む市民としての感覚を活かし、生活者としての視点で、ご本人が自分らしく安心して過ごせるようお手伝いするのが市民後見人です。市民後見人の主な仕事は、以下の4つです。

ご本人と面会

月1回程度、施設やご自宅に伺い、ご本人の様子や生活状況を確認します。関係者から状況のヒアリングをすることも！



財産の管理

年金などの収入・各種支払いの管理、預貯金の払戻し、通帳等の資産管理など

契約などの支援

生活・医療・介護・福祉に関わる契約のお手伝い



報告

毎月、本人の心身・生活状況や収支の報告書を作成します。報告書は監督人（新宿社協）へ提出します。

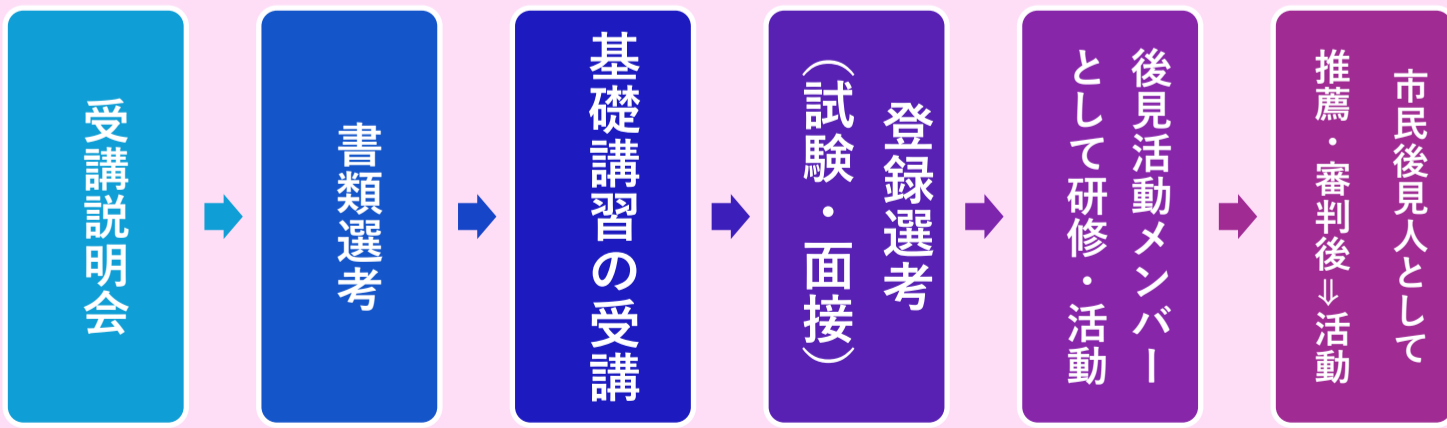
地域に住む市民の視点で、ご本人が自分らしく安心して過ごせるよう支援するのが市民後見人。

Q5の答え

市民後見人養成基礎講習のご案内

参加費無料

新宿区では認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が十分でない方を身近な立場で支援し、成年後見活動を行う市民後見人(後見人等候補者)の「養成基礎講習」を毎年10月～11月ごろに実施しています。詳細は8月以降、新宿社協広報紙「けやき」8月号、広報新宿、社協HP等でお知らせします。



ご関心がある方のご応募、お待ちしております！

新宿社協LINE



LINEは登録すると通知が届きます！



制度を知って、今後に備えよう！

7/4(土) 成年後見入門講座

参加費
無料

6/26
締切

成年後見制度には「法定後見制度」と「任意後見制度」があります。
それぞれの特徴や概要、費用の目安などを専門家が分かりやすく解説します。

- 【時間】 午後2時～4時
【会場】 戸塚地域センター7階 多目的ホール
(新宿区高田馬場2-18-1)
【講師】 弁護士 加藤 由美氏 (市谷八幡法律事務所)
【対象】 区内在住・在勤・在学の方
【定員】 50名

※応募多数の場合、抽選になります。
※落選となった場合のみお知らせします。

Googleフォームから
申し込みできます！



～成年後見制度の大改正について、気になる話～

成年後見制度の民法改正が話題となっています。
4つの注目ポイントはこちらです！

- 1 スポット利用や中途終了、補助人の交代ができるように！**
「不動産を売却する間だけ」など必要な期間だけ利用して終了したり、
本人の状況に合わせて補助人を交代したりできるようになります。
- 2 現行の3類型を「補助」に一本化**
現在は「後見・保佐・補助」の3つに分かれていますが、
これをもっとシンプルに、分かりやすく一つにまとめる予定です。
- 3 本人の意思決定支援の強化**
本人が「どうしたいか」という意思を、これまで以上に尊重する
ルールが強化されます。
- 4 本人の意向や利益に応じた柔軟な権限の付与**
「本人が自分でできること」はそのままに、助けが必要な部分
だけを柔軟にサポートする仕組みに変わります。

制度改正は
まだ先に
なりそうですね。



2026年4月3日に政府で閣議決定され、現在は国会で話し合われている最中です。
(令和8年5月1日現在)

「いつからスタートするの?」「最終的にどんなルールになるの?」といった
具体的な詳細はまだ決まっていません。情報が入り次第、改めてお知らせします。

新宿区成年後見センターのご案内

- 【住所】 ☎169-0075 新宿区高田馬場1-17-20 (新宿社協内)
【電話】 **03-5273-4522** 【FAX】 03-5273-3082
【E-mail】 skc@shinjuku-shakyo.jp 【URL】 <https://www.shinjuku-shakyo.jp>
【開庁時間】 月～金曜日 午前8時30分～午後5時 (祝日・年末年始を除く)

※新宿区成年後見センターは新宿区社会福祉協議会が新宿区から運営を受託しています。